

# 牛の部位を原料とする肥料の種類及び改正後の規制

区分	肥料の種類	公定規格			表示の告示	肥料取締法第30条、30条の2
		SRM(※1)を含まないこと(農林水産大臣の確認を受けた工程で製造)	摂食防止措置(※2)	供給管理票の添付(※3)	牧草地等に施用しない旨の表示	無通告で立入検査の実施
1 牛の部位を原料	<b>【製造・出荷が停止されているもの】</b> 肉かす、にかわかす、肉かす粉末、 <u>肉骨粉</u> 、乾血及びその粉末、生骨粉 (肉骨粉については4/8答申受領済み)	○	○	○	○	○
	<b>【製造・出荷が認められているもの】</b> 蒸製骨、蒸製てい角、牛毛くず、骨炭粉末、骨灰、蒸製てい角粉、蒸製てい角骨粉、蒸製毛粉、蒸製骨粉、蒸製皮革粉	○(※4)	○	○	○	○
2 区分1の肥料(又はその原料)を原料の一部として使用することが可能	<b>【製造・出荷が認められているもの】</b> たい肥、副産窒素肥料、液体りん酸肥料、熔成汚泥灰けい酸りん肥、副産りん酸肥料、乾燥菌体肥料、副産動物質肥料、混合有機質肥料、熔成複合肥料、化成肥料、配合肥料、吸着複合肥料、副産複合肥料、液状複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料、家庭園芸用複合肥料、下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、汚泥発酵肥料、水産副産物発酵肥料	○	○	○	○	○

※1 本年2月1日付けのSRMの範囲の見直しに伴い、公定規格の改正を実施  
 ※2 摂食防止材や化学肥料等との混合(熔融、一定の条件の下での炭化、灰化及びアルカリ処理したものを除く。)  
 ※3 肥料の原料を出荷する際には、供給管理票を添付  
 ※4 蒸製てい角、牛毛くず、蒸製てい角粉、蒸製毛粉及び蒸製皮革粉は、それぞれ、角、毛、蹄及び皮のみを原料として使用しているため、農林水産大臣の確認対象から除いている。  
 参考: 公定規格には蒸製条件(133℃3気圧20分以上)、灰化の条件(1000℃以上)及びアルカリ処理条件(最終濃度2.3mol/L以上)等は、定めない。  
 1000℃未満で灰化した骨灰等の一定の条件を満たさないものには、摂食防止措置を義務付けることとする。  
 と畜場から排出される汚泥の肥料利用については、別途管理措置を行った上で利用を認めており、その変更は行わない。